



青葉ニュースレター

Vol. 72

2019年12月5日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ：

香港：香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2850 8990 FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158 FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798 FAX：(86-20) 3878 5337

目次

税関総署の「2段階申告」改革のテストポイントについての公告	4
【背景】	4
【影響】	4
【主要内容】	4
【法規リンク】	6
自由貿易区サービス促進 12 か条の移民と出入国利便化政策の全国推進	7
【背景】	7
【影響】	7
【主要内容】	7
【法規リンク】	10
国务院同意新設 6 つの自由貿易試験区についての意見回答	11
【背景】	11
【影響】	11
【主要内容】	11
【法規リンク】	13
内地と香港の二重徴税に関する第 5 議定書サイン	14
【背景】	14
【影響】	14
【主要内容】	14
【法規リンク】	16
「資源税法」の読解	17
【背景】	17
【影響】	17
【主要内容】	17
【法規リンク】	18

税関総署「2段階申告」改革のテストポイントについての公告

【背景】

国務院の「放管服」¹ 改革の要求を徹底的に根付かせるために、企業活動環境をグレードアップさせ、貿易の利便性を促進させるために、税関総署は一部の税関を輸入貨物において「2段階申告」改革を行うためのテストポイントとすることを税関を決定した。

【影響】

高効率・利便化の構造構築のために、申告制度を柔軟に開放する。「二輪駆動」のリスク防止コントロール方式と「2段階許可」の監督管理作業方式を相互にリンクさせ、企業に多様な通関サービスを提供するため、企業の申告過程で発生する経済的、時間的コストを有効的に削減し、プロセスの簡略化を進め、通関効率を高めることを目指す。

【主要内容】

一、「2段階申告」の内容

「2段階申告」の通関モデル下において、

第1段階：企業概要を申告。（申告後税関の同意を経ればすぐに貨物を受取ることができる。）

第2段階：申告完了。（企業は決められた時間内に申告を完了させる。）

（一）物品税課税貨物に対して、企業は事前に登録地の直接属する税関関税職能部門に税込担保の覚書登記申請を提出する必要がある。担保額上限は企業納税状況により繰り返しの使用が可能。

¹ 「放管服」とは、政府機構の簡易化、権利の開放、政府職能、審査制度の改革のための重大方針、サービスの最適化などの略称。「放」は政府機構の簡易化と権利の開放を表し、敷居を低くする。「管」は新しい監督管理を表し、公平競争を促進する。「服」は高効率のサービスを表し、利便化された環境を作る。2018年8月2日公安部は9月1日前に公安交管の「放管服」を全面遂行するとした。2018年11月29日より公安部は治安管理においてより一層の「放管服」改革を実施。企業の経済的負担を軽くし、企業の手続き証明材料を削減、企業内部の安全フォローアップ制度を設立させ、企業集団が起業するのに更なる利便化を図る。

- (二) 第1段階：概要申告。企業は税関に輸入貨物が禁止及び制限管理に属するものかどうか、法に従って検査もしくは検疫を行う必要があるかどうか（法定点検リスト内の商品及び法律・法規によって検疫が必要だときていされている商品かどうか）、納税すべき税金があるかどうかを申告する必要がある。
- 禁止及び制限管理に属さず、法に依る検査もしくは検疫を必要としないものに属する場合は、9項目を申告し、さらに物流に関する2項目を確認し、有税物は適合する要求の担保覚書登録番号を選択する必要がある。禁止及び制限に該当するものは追加2項目について申告する必要がある。法的に検査もしくは検疫が必要となるものは追加5項目（詳細は法規原文の添付1を参照）を申告する必要がある。**
- (三) 第2段階：申告完了。企業が自身で輸送した工具については国内にその物品が入った日から起算して14日以内に申告を完了させなければならない。納税等その他通関手続きも行う。税金が納付されたのち、企業の担保上限金額は自動的に回復する。この概要申告の際に納税を必要としないと選択し、申告完了時には納税が必要なものという確認がされた場合、企業はこれを輸出入貨物税関申告書撤回の関連規定によって手続きする。
- (四) 加工貿易と税関特殊監督管理区域内の企業及び保税監督管理場所の貨物申告は金関二期システム² を使用して「2段階申告」を展開する際は、第1段階の概要申告において保税照合登録リスト³ を使用せず、第2段階の申告完了の状況下にて申告書は従来方式に従い、保税照合登録リストを通じて生成する。
- (五) 関税申告の申告項目の記入要求は「税関総署『中華人民共和国税関輸出入貨物申告書記入規範』の公告」（税関総署公告2019年第18号）に従い執行。
- (六) 「2段階申告」のテストポイントの開始と同時に、現行の申告様式も残り、上記の2種の申告方式から企業自ら選択して申告できる。

² 金関二期プロジェクトは国务院許可の「十二五」期間（2011年から2015年の5カ年計画期間）国家電子政務の重大情報化プログラムであり、内容は税関業務の各主要方面をカバーしており、通関管理システム、加工と保税管理システム、企業輸出入信用簡易システム等20個のシステムを含む。

³ 保税照合登録リストは金関二期加工貿易と保税システムの専用書類であり、すべての金関二期保税台帳の輸出入、移送、在庫の唯一の証拠である。通俗的に言えば、金関二期保税台帳を作成している企業は、保税台帳の増減照合に「新しい基準」ができたとも言え、輸出入申告は保税台帳を直接照合することはなくなったという意味を持つ。これは税関台帳管理の「制度作りの例」である。

二、テストポイント税関範囲

- (一) 満州里税関所属の十八里税関
- (二) 杭州税関所属ラインの銭江税関下沙事務所、船山税関
- (三) 寧波税関所属の梅山税関
- (四) 青島税関所属の煙台税関港口事務所、空港事務所
- (五) 深セン税関所属の深セン湾税関
- (六) 黃埔税関所属の新港税関

三、「2段階申告」のテストポイント条件

テスト期間は「2段階申告」を適用し、同時に以下の条件を満たす必要がある

- (一) 国内受取人・発送人の信用レベルは、一般的信用及びそれ以上でなければならない
- (二) テストポイント税関を経由して実際に貨物を輸入しなければならない
- (三) 関連する監督管理証書はすでにネット上で照合調査を受けている（詳細は法規原文の添付2を参照）

税関間移送業務は暫定的に「2段階申告」様式を適用しない。

本公告は2019年8月24日より実施される。

このように特別に公告する。

【法規リンク】

「税関総署『2段階申告』テストポイント改革展開についての公告」

<http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/2570982/index.html>